

三鷹市教育委員会 様

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校
校長名 上原 義人 公印



令和6年度教育課程について（届）

このことについて、三鷹市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、教育支援学級（知的障がい）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 学園の教育目標

(1) 学園の教育目標

地域や自他を愛し、自らの未来を主体的に切り拓く、自立した児童・生徒を育成する。

～めざす学園生像～

○すすんで学ぶ人（相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力）

○感謝と思いやりの心をもつ人（伝え合う力を高め、自分も相手も大切にする心）

○たくましい心と体をもつ人（すすんで心と体の健康を大切にする態度）

○地域・社会に貢献する人（自分を受け入れ、他者のやさしさを理解する心と社会とのつながりを大切にする態度）

(2) 学園の教育目標を達成するための基本方針

児童・生徒が自らの幸せな人生とよりよい社会の創造に向けて（個人と社会のウェルビーイングの実現）「人間力」と「社会力」を主体的に発揮できるような環境づくりに努め、育てたい資質・能力を明確にするとともに、「三鷹市教育ビジョン2022（第2次改定）」及び「三鷹市立学校 小・中一貫教育の推進に係る実施方策」を踏まえ、小・中学校9年間の連続性・系統性のある教育活動を推進する。

また、令和5年度改訂したアクションプラン「中央学園スマイルアクション！」（以下新「アクションプラン」という）を多方面に周知するとともに具体的なアクションを構築していく。また、地域人材の活用や地域を題材にした豊かな学びづくり等を通じて、地域・保護者と教育目標の共有を図りながら学校教育への理解・協力、参加・参画を促し、児童・生徒が社会と自己との関わりを意識して学ぶことができるようにし、「社会に開かれた教育課程」の実現に努め、地域との協働による特色ある学園づくりを推進する。

具体的には、次のように推進していく。

ア すすんで学ぶ人

【育てたい資質・能力】相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力

「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」に基づき、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」の見直しを行い、義務教育9年間の連続性と系統性のある指導、教科等横断的な指導の更なる充実を図る。「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図り、児童・生徒の自立的な学びを支援する。また、家庭・地域の理解を得、連携を深め、児童・生徒の学びの拡充を図る。

イ 感謝と思いやりの心をもつ人

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校（さくら学級）

【育てたい資質・能力】伝え合う力を高め、自分も相手も大切にすること

9年間の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を推進し、感謝と思いやりの心を育む。

ボランティア活動等の体験的活動を重視し、地域と連携した活動や学園内の多様な交流活動を展開することにより、あいさつや言葉を大切にすること、自己理解・自己受容につなげ、児童・生徒の自己有用感を育む。

また、人と関わる力及びコミュニケーション能力の育成を図り、互いの立場を尊重しながら認め合い協力する態度を育む。

ウ たくましい心と体をもつ人

【育てたい資質・能力】すすんで心と体の健康を大切にすること

体育・健康教育や食育を推進するとともに、小・中学生の交流活動、小学生同士の交流活動を充実させ、自己の課題を見つけ目標をもって努力・協力する心、自律・自立できる心を育む。

また、各校の体力調査等における課題を踏まえ、小・中教員が連携を図り、家庭や地域の協力を得、体力・運動能力向上や健康推進並びに令和4年度の研究成果を踏まえた食育の推進のための活動を更に充実させ、児童・生徒に望ましい生活習慣及び運動習慣を身に付けさせる教育活動を推進する。

さらに、「学校2020レガシー」の取組を継続して行い、運動を「する」ことはもちろん、「ボランティアマインド」、「障がい者理解」、「豊かな国際感覚」等の資質・能力を育成する。

エ 地域・社会に貢献する人

【育てたい資質・能力】自分を受け入れ、他者のやさしさを理解すること

社会とのつながりを大切にすること

コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校の特性を生かして、地域人財や地域環境を活用した教育活動を推進し、児童・生徒自身が地域・社会との関わりをもちながら自己の生き方を考えることができるよう、地域資源を活用した生き方・キャリア教育を推進する。地域や自他を愛し、自らの未来長所を主体的に切り拓く自立した児童・生徒の育成を図るとともに、地域・社会に貢献する心や態度を育む。

また、児童・生徒、家庭が地域行事や地域のボランティア活動に積極的に参加するよう学校が協力することで、地域との交流をより深めながら自己肯定感、自己有用感を育む。特に、本学園の特色である地域・家庭と協働した9年間の防災教育については、「自分の命は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という自助、共助の考えのもと、取組を一層推進する。

オ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する指導については、個別指導計画・個別の教育支援計画を作成して校内委員会の充実を図るとともに、教育支援コーディネーターを中心にして、小・小及び小・中の連携を密にしながら、個別の課題に対応できるようにする。

カ 学習指導要領の趣旨に基づく教育活動、学園の特色ある教育活動の実施過程における児童・生徒の姿を学校・地域・家庭が共有するように努め、三者が一体となった「チーム三鷹中央学園」として、これからの時代に求められる資質・能力の育成を踏まえた「めざす学園生像」を追究していく。

(3) コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育校としての重点

ア 「三鷹市教育ビジョン 2022（第2次改定）」の考えのもと、コミュニティ・スクール委員会を核に、学校と地域との協働を推進する。特に、防災教育については、9年間の系統的な防災教育を実施するとともに、防災についての学びを生かす場として、小・中学生が地域防災訓練に参加し、地域に貢献できる学園生の姿を地域と共有する。また、スクール・コミュニティの充実に向け、地域人財や学習ボランティアの有効な活用、学校評価における学校運営の改善に向けた協議等、具体的な取組や顕著な成果を通じた広報を積極的に行い、説明責任を果たしながら、地域・家庭との連携・協働を図る。

イ 児童・生徒及び保護者対象の学園・学校評価アンケートを実施し、児童・生徒の実態や保護者・地域、コミュニティ・スクール委員の意見を学園運営に反映させることで、めざす学園生像の実現を学園一丸となって目指す。

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校（さくら学級）

- ウ 学園・学校・家庭・地域との連携・協働により、チームとしての学園・学校体制づくりを進め、児童・生徒が多様な知識・技能や経験等をもつ地域の大人と関わりながら学び、困難な課題の解決を図ることを通して、相手の考えを生かし自分の考えを広げ深める力を育む。
- エ 学園研究会を通して、各校の児童・生徒、教員、学習環境等の実態に応じた組織的な研究を日常化させて、日々の授業を「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図り、児童・生徒の自立した学びを支援する。
- オ 「アクションプラン」を学校・子ども・家庭・地域が共有し、役割をもって望ましい学習習慣、生活・運動習慣等の定着を図る。また、それぞれの役割における具多的なアクションを、熟議やアンケート等を通して構築していく。
- カ 児童・生徒の交流活動を通して、学園生の一体感を図るとともに、相手意識・目的意識を明確にした主体的・対話的な学びの場や学習意欲を高める機会をつくり、伝え合う力を高め、自分も相手も大切にする心を育む（小学校高学年スマイルフェスタ、全学年による小・小交流、学校行事の相互見学、中学校体験、学園あいさつ運動、児童会・生徒会交流、中学生行事サポート、四中ギャラリーを通じた作品交流、3校の学習成果物等の交流等）。
- キ 教職員の相互理解と相互協力をより深いものにし、学園の教職員としての意識を高め、学園組織の取組の改善を図りながら、全教職員で学園生を指導し育成する。また、相互乗り入れ授業における小・中教員の専門性の効果的な活用をはじめ、様々な交流活動等を通じて、学園の教職員と児童・生徒との関係づくりを進める。
- ク 「いじめ問題」の根絶や体罰防止については、「三鷹市いじめ防止対策推進条例」、「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」及び各校の「いじめ防止基本方針」、「体罰行為のガイドライン」等に基づき迅速かつ組織的に対応する。いじめ防止に向けた取組について、家庭・地域、コミュニティ・スクール委員会と課題や目標を共有しながら、3校が緊密に情報交換し、強固な連携のもとに取り組む。
- ケ 「三鷹市立学校における働き方改革プラン」を踏まえ、学園・学校の教育活動がより円滑に進むように、教職員の働き方改革を推進する。教職員が児童・生徒と十分に向き合い、意欲的に、余裕をもって学園・学校の教育活動に取り組めるよう、意識改革や校内環境の整備を図るとともに、専門スタッフ等や校支援システムを有効に活用することにより、教職員の心身の健康保持を図り、教職員が児童・生徒一人ひとりを深く丁寧に見取り、児童・生徒の居場所がある学園・学校づくりをめざす。

2 学校・学級の教育目標

(1) 学校の教育目標

豊かな心を持ち、たくましく生きる人間をめざす。

◎かながえる子（自ら考え表現し、他者と協働して学びを深める力）

○やさしい子（自分も相手も大切にし、互いの良さを受容する力）

○つよい子（すすんで心と体の健康を大切にできる態度・実践力）

○つながる子（思いやりの心で多様な他者と関わる力、自己実現に向けて挑戦する力）

(2) 教育支援学級の教育目標

- ・自ら学び、考え、判断し、行動する子を育てる。
- ・自ら人とかかわり合い、助け合い、思いやりのある子を育てる。
- ・自ら体を鍛え、健やかでたくましい身体を育てる。
- ・自らの願いや目標に向かって進んで取り組み、達成する子を育てる。

(3) 学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

ア 他者とのかかわり、自ら生きる力を育てる教育活動の充実

(ア) 自他の存在を認め尊重する、豊かな心を育てる。

(イ) 友だち同士のかかわりを大切にし、集団活動の楽しさを味わわせる。

(ウ) 個々の実態に応じてスモールステップで取り組めるような課題を用意し、達成感を味わわせる。

イ 「社会に開かれた教育課程」を推進するために

(ア) 個人と社会のウェルビーイングの実現のため、「人間力」と「社会力」を主体的に発揮するための素地を育むことを目指す。コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実を図ることで、児童の将来の自立を視野に入れた指導・支援を行う。個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、担任・保護者・その他の関係機関で「共育」「協育」という思いを共有しながら連携・協働する。また、長期的な視点で、一貫した的確な教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を中学校にも確実に引き継いでいく。

(イ) 児童や保護者に対して、個に応じた進路指導や相談活動の充実を図る。

(ウ) 地域の自然や文化を生かした体験的な教育活動を通し、豊かな心と人間性を育む。

ウ 個性を生かす学習指導の充実と改善

(ア) 児童一人ひとりの障がいの特性を理解し、心情に共感することで、教師との信頼関係を形成する。また、障がいの特性に応じ教材を工夫し、PDCAサイクルを意識したカリキュラムマネジメントを行うことで、個別最適な学びの実現を目指す。体験的な活動や、学習用タブレット端末等のICTを効果的に活用した学習活動を通して、子どもたちが主体的に学んだり、対話的な活動等を通して他者とのかかわりを深めたりできる資質・能力の育成を図る。

(イ) 保護者から就学支援シートが提出された場合には、個別指導計画や個別の教育支援計画を作成する際に、幼稚園・保育園等で行われてきた指導や支援の内容等を転記して、入学後の支援に活用する。

(ウ) 通常の学級との交流を生かした体験的な教育活動を通して、集団の中での望ましい行動の仕方の基礎を培う。

(エ) 個に応じた指導を充実させるために、アセスメントを重視し、児童の障がいの状態や発達段階、学習状況等を的確に把握し、年間指導計画と関連付けながら、個別指導計画と個別の教育支援計画を作成し、指導に生かす。

(オ) 児童の実態や発達段階に応じて、教科書を適正に使用し指導する。

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校（さくら学級）

- (4) 学園の教育目標を達成するための学校としての重点
- ア 小学校と中学校、計9年間の系統的な教育が行われるように、教育支援学級の担任間の連携を図り、学習内容や教材・教具の情報交換を随時行い、指導法の改善に努める。このことを通して、児童に効果的で無理のない学習ができるようにする。
 - イ 小学校の教育支援学級から中学校の教育支援学級に進学する児童について、個別指導計画等の資料を担当間で確実に引き継ぎ、情報の共有を通して、児童の中学校進学に対する不安感を軽減し、安心して過ごせるようにする。
 - ウ 中学校の教育支援学級との交流学习、乗り入れ授業を行うことで教育活動のさらなる充実を図り、かつ高学年の児童の中学校に対する不安を軽減し、円滑に進学できるようにする。また、小学校から中学校へ個に応じた指導内容・方法が引き継がれるようにする。
 - エ 「学校3部制」の「第2部」との連携・関連を想定し、有効な活用法について児童・保護者と検討する機会をもつ。

3 指導の重点

- (1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科を合わせた指導の重点
- ア 各教科
 - (ア) 各教科の基礎・基本の定着を図るため、個別指導計画を立て、児童の実態を配慮して少人数グループや習熟度別グループを編成するなど、個に応じた指導を行う。
 - (イ) 学習指導要領を踏まえて改定を行った「三鷹市小・中一貫カリキュラム（更新版）」、「三鷹中央学園小・中一貫カリキュラム」及び「三鷹『学び』のスタンダード」を活用しながら、各教科の内容を年間指導計画に基づいて行う。児童の発達段階に即し、認知特性を考慮した上で小学校から中学校までの9年間を見通した系統的な指導を行うことで、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進を図る。
 - (ウ) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を行うために、児童の関心・意欲を高めるような教材・教具を工夫するとともに、個々の特性を踏まえたうえで、児童が積極的に学習に取り組めるよう指導法を工夫する。ICT機器のよりよい使い手となるよう、自分にとっての価値ある使い方について考え実践する力を育むために、情報モラルに関する教育も含め、デジタル・シティズンシップ教育を推進する。学習用タブレット端末等のICT機器を様々な学習場面で積極的・効果的に活用する。また、国語・算数においては、習熟度別グループ学習により実態に応じた指導を行うことを通し、協働的な学びの実現を図る。
 - (エ) 地域や日本の文化的な内容に、より多く触れる体験的な指導を行うことを通して、地域や日本の文化に親しみ、愛着や感謝の気持ちをもてるようにする。
 - (オ) 健康の増進と体力の向上を図るために、体づくりを重視し、体育指導の改善・充実を行うことで、生涯にわたってスポーツを楽しもうとする能力を育成する。
 - (カ) 体験的な学習を計画的に実施し、将来の自立に役立つ実践的な力や、基礎学力を身に付けさせる。
 - (キ) 「学校2020レガシー」の取り組みとして、パラスポーツの学習や体験等を行い、運動・スポーツへの興味・関心を高めるとともに、ボランティアマインドや豊かな国際感覚を育成する。

イ 道 徳

- (ア) 「特別の教科 道徳」を設定し、全体計画及び年間指導計画を基に計画的に指導にあたるとともに、教育活動全体を通じ、児童の発達段階を考慮し道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を身に付けさせる。
- (イ) 「考え、議論する道徳」に向け、児童の実態に応じて適切に指導の重点を決め、効果的に教科書を活用する。指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの指導法を工夫するとともに、評価の改善・充実を図る。
- (ウ) 自他の生命を尊重する態度や人を思いやる心を育て、一人ひとりが相手意識をもち、人とのより良い関係づくりやいじめ防止につなげていく。
- (エ) 学校行事などの機会をとらえ、自己を肯定し、自らの目標をもって、自らのベストを目指す意欲と態度を育てる。
- (オ) 道徳授業地区公開講座を実施し、家庭や地域に理解と協力を求め、連携しながら道徳教育を行っていく。

ウ 外国語活動・外国語

- (ア) 小学校低学年では「生活単元学習」として、中学年では「外国語活動」として、高学年では「外国語」として実施する。体験的な活動を通して外国の言語や文化に理解を深める。
- (イ) 教科書やICT等を活用し、ALTと連携しながら指導形態や指導方法を工夫する。児童の日常生活や社会生活に関わりのあるものを重視して、楽しく外国語に親しむ習慣を形成するとともに、簡単な外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養う。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 身近な出来事や素材、地域の教育資源を活用することで、児童に自ら学び自ら考え、より良く生きようとする力を育てる。
- (イ) 日本の伝統的な文化や礼儀・作法、また国際的なマナーやエチケットなどに触れる機会をもつ。
- (ウ) 学習用タブレット端末等を活用し、自分が経験したことをまとめたり深めたりする学習に取り組むとともに、作業的学習をプログラミング的思考と関連させながら活動できる場を積極的に設定する。

オ 特別活動

- (ア) 係や当番活動、学級内のたてわり班活動、学級活動等を通して、協調性や責任感を培う。
- (イ) 児童の発達段階や学年に応じて行事、クラブ活動・委員会活動に参加し、通常の学級の児童と共に活動する。興味・関心のある活動に取り組んだり、責任感をもって役割を果たしたりすることによって、自己有用感を高める。

カ 自立活動

- (ア) 個別指導計画に基づき、全教育活動の中で、身体機能及び言語・認知の力の発達を促すことで、自立的に活動する力の基礎を養う。
- (イ) 児童の情緒の安定を図り、コミュニケーション力を高めながら、社会性の向上を促す。
- (ウ) 児童一人ひとりの発達に対する理解を深め、より適切な指導を行い、障がいや軽減し心理的な安定を促すため、言語聴覚士や作業療法士による専門的な指導・助言を、日常生活に生かすようにする。

キ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

学校生活全体を通して、衣服の着脱、手洗い、食事、排せつ、清潔、挨拶、言葉遣い、礼儀作法、時間を守ること等の指導を繰り返し行い、望ましい生活習慣の形成を図る。

(イ) 遊びの指導

学校生活や教科等の体験的な学習の中で、集団を意識したルールのある活動を行うことで、人とより良くかかわる体験を重ね相手意識を高め、他者への思いやりや決まりを守って生活する力やコミュニケーションの力を育成する。

(ウ) 生活単元学習

宿泊学習等の校外学習や、学習用タブレット端末等の効果的な活用、及び、生活科的・理科的・社会的な学習等を通して、自立に必要な生活力を養うとともに、高学年では児童の実態に応じて、行政や租税、選挙権などの主権者教育や、日本の産業や歴史についての学習を行う。

(2) 特色ある教育活動

ア ユニバーサルデザインの考え方に基づく「分かる授業」を推進するとともに、児童の状況を踏まえた合理的配慮を適切に行う。

イ セブンフェスティバルやたてわり班活動などを通して、通常の学級の児童と交流し、人とかかわる力を養う。

ウ 「安全教育プログラム」等を活用し、「生活安全」「交通安全」「災害安全」について教育活動全体を通じて、意図的・計画的に安全教育を実施する。「三鷹中央学園防災教育年間計画」に基づき、体験活動なども取り入れ、より児童の理解が深まるよう工夫する。また、年間を通して、避難訓練を行うことで、防災意識を高め、危険を察知し、自分の身を自分で守る態度を育成する。

エ 家庭と日常的につながり、関係機関との連携を密にしながら、児童一人ひとりの将来を見据えた長期的な視点に立ち、個別指導計画を基に、指導・支援を行うことで、児童の自己肯定感・自己有用感を高め、自立への基礎となる能力を育成する。

(3) 生活指導

ア 児童の発達段階に応じて、身辺処理及び挨拶や言葉遣いなど基本的な生活習慣を身に付けさせる。特に挨拶ができることの重要性を意識し、担任などの大人がモデルとなり、具体的に指導を行う。

イ 集団生活で必要となる人と関わる力を、低学年から継続的に指導し、社会性の基礎を育む。必要があれば、自分から援助要請の発信ができるよう、言語環境を整え指導する。

ウ 登下校や放課後など、生活全般にわたり、児童自らが健康・安全の意識を高めるよう、場面に応じて具体的に指導するとともに、保護者と綿密な連携を図る。

エ 自分の体や、身の回りのものに関心をもち、清潔に保とうとする態度を育てるため、個別指導計画に基づく目標を設定し、家庭と連携しながら継続的に指導していく。

オ 「三鷹市いじめ防止対策推進基本方針」、本校の「学校いじめ防止基本方針」を踏まえ、児童が互いに認め合える人間関係を醸成し、SNSや、インターネット等の適切な使用の仕方を指導し、児童がいじめやトラブルに巻き込まれないようにする。

カ 長期欠席・不登校の児童に対し、校内委員会での協議や登校支援シートに基づく対応を確実にするとともに、児童の実態に応じ保護者と相談しながら各機関と連携し、児童の支援を組織的に行う。

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校（さくら学級）

- キ 避難訓練やセーフティ教室、防災授業、薬物乱用防止教室等を活用して、防災、防犯の意識を高めるとともに、「SOS の出し方に関する教育」に係る DVD 教材などを活用して、周囲に助けを求める方法などを指導する。
- ケ 児童の意見を表明する権利を確保するため、児童から積極的に意見や考え、思いを聞き、指導に生かすようにする。

(4) 進路指導

- ア 中学校の教育支援学級との交流学习、乗り入れ授業を行うことで、児童の中学校に対する不安をなくし、円滑な進学ができるようにする。また、小学校から中学校へ指導内容が引き継がれるようにする。
- イ 中学校教育支援学級及び特別支援学校に加え、福祉施設や医療機関とも連携を図り、児童が将来を見据えた適切な進路選択ができるよう、助言、指導を行う。
- ウ 保護者と早い時期から進路についての話し合いを進め、学校見学や体験入学等を計画的に進める。また、キャリアパスポートを活用し、自らの個性や適性を理解し、主体的にやりたいことを選択しようとする能力や態度を育てる。学級における自分の役割を果たすなどの活動を通して、基本的な生活習慣の確立やコミュニケーション能力の向上を図り、キャリア教育を推進する。

(5) 交流及び協働学習

- ア パラスポーツや文化芸術活動を始め、日常生活の様々な場面で、通常の学級の児童との交流を児童の実態に応じて年間指導計画に位置付け実施し、コミュニケーションの力や望ましい人間関係を育てる。
- イ 部活動見学や体験授業、学級交流会、体育の授業交流などを通して、第四中学校の教育支援学級と交流を行い、中学校生活の具体的なイメージと期待がもてるようにする。
- ウ 「学校2020レガシー」の視点を各教科・領域等の中に位置付け、指導のねらいに応じた評価項目、評価方法について、学級内だけでなく、通常の学級の担任とも打合せを行いながら進める。その中で、社会性や豊かな国際感覚を身に付けるための素地を養う。

4 その他の配慮事項

- ア 通常の学級の生活時程に基づき、1単位時間45分を原則として指導するが、児童の実態や学習内容に応じて、計画に基づき一部弾力的に運用する。
- イ 学年を考慮した学級編成を基本とし、小集団指導や個別指導などの指導形態を工夫し、児童の実態に応じた指導を行う。
- ウ 個別指導計画に基づき、感覚の過敏性への配慮、視覚的な支援、こだわり等への配慮等、指導上の工夫や環境の設定に留意する。
- エ 「三鷹市立小・中学校 個別指導計画 個別の教育支援計画作成のガイドライン（第3版）教育支援学級（簡易版）（平成28年6月改定）」等を参考にしながら、個別の教育支援計画を策定する。保護者から就学支援シートが提出された場合には、校内で共有し、活用する。また、中学校へ確実に引き継ぐ。
- オ 連絡帳や保護者会・個人面談・学級だより等を通して、保護者との綿密な連携を図り、理解と協力を深める。
- カ 言語聴覚士・音楽療法士・作業療法士・医師などの専門家との連携を積極的に進め、教職員一人ひとりの専門性を高め、指導力の向上に努めるとともに、指導方法について改善を図る。研修会や校内研究、学園研究等に積極的に参加し、指導力を高める。学期

第1表の9

学校名 三鷹中央学園三鷹市立第七小学校（さくら学級）
に1度実施される連携支援コーディネーターの訪問指導の機会を活用し、支援・指導に生かす。

- キ 校内の通常の学級担任や、教育支援学級（通級制・校内通級教室）の担任との連絡を日常的に行い、在籍する児童の支援・指導方針や指導内容の検討会議を必要に応じて合同で行う。
- ク 教育支援学級教員が、副籍交流の運営について、教育支援の専門的な知識を生かし、支援していく。
- ケ 児童の権利に関する条約の4つの原則（①差別の禁止、②児童の最善の利益、③生命・生存・発達に対する権利、④意見を表明する権利）を理解し、教職員、保護者、関係機関、地域が連携・協働していく。

4 授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	15	204
2年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	15	204
3年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	15	204
4年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	15	204
5年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	16	205
6年		16	21	20	14	5	19	22	20	18	16	18	16	205
備考	ア 1～4年生は卒業式に出席しないため1日減 イ 振替休業日を取らない土曜日授業を実施する場合の実施日 なし													

(2) 各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科などを合わせた指導の年間授業時数配当表

① 各教科

教科名		学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
各教科	国語							
	社会							
	算数							
	理科							
	生活							
	音楽							
	図画工作							
	家庭							
	体育							
	外国語							
①-ア 小計			0	0	0	0	0	0
教育的障がい者等特別支援学校児童に対する各教科	生活	内容	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	国語	日常生活に必要な国語を理解し、伝え合う力を養うとともに、それら表現する能力と態度を育てる。	175	210	210	210	210	210
	算数	具体的な操作などの活動を通して、数量や図形などに関する初歩的なことを理解し、それら扱う能力と態度を育てる。	140	140	175	175	175	175
	音楽	歌や楽器での表現、身体表現、リズム合奏等	70	70	70	70	70	70
	図画工作	工作、造形遊び、道具の扱い、鑑賞等	70	70	70	70	70	70
	体育	基本的な運動、道具を使った運動、水の中での運動等	105	105	105	105	105	105
	外国語	簡単な挨拶、自分の気持ちなどを伝え合う、簡単な質問等					50	50
①-イ 小計			560	595	630	630	680	680
①合計			560	595	630	630	680	680

② 特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動

内容	学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
特別の教科 道徳	決まりを守ること、思いやりなど、身近な題材から道徳的心情、実践力を養う。	34	35	35	35	35	35
外国語活動	身近なものの名前や天気、簡単なあいさつなど。英語の歌や身体表現などを行う。			35	35		
総合的な学習の時間	体験的な学習と結びついた問題解決学習、ものづくり、ICT機器の活用、防災学習など。			70	70	70	70
特別活動	学級での話し合いにより、役割進行や協力、意見の交わり方について学ぶ	34	35	35	35	35	35
自立活動							
②小計		68	70	175	175	140	140

③ 各教科等を合わせた指導

内容・学年 指導の形態	内容	1年	2年	3年	4年	5年	6年
日常生活の指導	食事、排泄、衣服の着脱、身辺整理等、日常生活に必要な基本動作の習得	34	19	8	8	0	0
遊びの指導	感覚遊び、むかし遊び、ルールのある簡単なゲーム	15	15				
生活単元学習	行事の事前学習、事後学習、調理学習、日常生活に結び付いた総合的な学習、外国語活動、防災学習、朝の会、理科的社会的学習、作業学習	173	211	167	202	195	195
③小計		222	245	175	210	195	195

(3) 年間総授業時数

年間総授業時数 (①+②+③)	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	850	910	980	1015	1015	1015
備考	ア 1単位時間は原則として45分とする。 イ 遊びの指導は第1～2学年のみ行い、第3学年以上は特設しないが、自立活動同様各教科などを合わせた指導で行う。 ウ クラブ・委員会は月曜日6校時を基本とする。 エ 外国語活動：第1～2学年は、生活単元学習の時間に15時間実施する。 オ 中学校体験学習・部活動体験を第6学年児童を中心に行う。 カ 夏季休業中の水泳指導は、支援学級の時間枠を設定し、3日間実施する。 キ 言語療法・作業療法・音楽療法等の専門家の指導については、学校裁量の時間で実施する。					